

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

法定相続人では無い者が、死亡保険金を受け取れるでしょうか？

[1] 生命保険契約において、被保険者や死亡保険金の受取人になれる人の範囲

一般的に個人が行う生命保険契約において、被保険者や死亡保険金の受取人になれる範囲は、**被保険者の配偶者か二親等以内の血族**とされています。つまり、祖父母、父母、配偶者、兄弟姉妹、子、孫に限定されます。第三者や不倫相手、内縁関係者では、基本的に契約できません。保険金殺人など保険契約の悪用を避けるため、加入者の公平性を保つためです。

しかし、双方ともに独身者で「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の場合には、その事実が証明でき保険会社が認めれば、契約できる可能性があります。

[2] 死亡保険金の受取人を遺言で、“内縁関係者”に指定変更できるでしょうか？

Aさんが加入している生命保険は、死亡保険金の受取人を妻に指定してあります。Aさんと妻は10年近く別居していて、生活費のやり取りや行き来は全くありません。夫婦関係は完全に破綻しているのですが、話し合いに応じてくれず、いまだに離婚が成立しません。

Aさんは7年前にB子さんと知り合い、まもなく同居を始めました。Aさんは会社員、B子さんは専業主婦で仲良く暮らしています。周囲からもおしどり夫婦とされています。

Aさんは、自分にもしもの事があった場合、B子さんのその後の生活が心配になりました。離婚が成立するまで、B子さんは入籍できず法的に何の権利もありません。そこで、Aさんは、加入している保険の**死亡保険金の受取人を妻からB子さんに指定を変更するよう、遺言書を作成しました**。Aさん達と同様のケースで、「法律上の配偶者よりも、内縁関係者の保護が優先される」と判断され、死亡保険金と遺族年金の支給が認められた判例があるからです。

[3] 死亡保険金の受取人を遺言で、“愛人”に指定変更できるでしょうか？

Cさんは妻と子と3人で、円満な家庭を築いています。しかし、妻子には内緒で愛人がいます。愛人は働いていますが、自宅マンションのローン返済があり給料だけでは不足してしまいます。そこで、返済が滞らないようCさんが毎月資金援助をしています。

Cさんは、自分にもしもの事があった場合、愛人のその後の生活が心配になりました。女性1人でも生きていけるよう、まとまったお金を渡せないかと思案しました。Cさんは、加入している保険の内ひとつの契約について、**死亡保険金の受取人を妻から愛人に指定を変更するよう、遺言書を作成することを思いつきました**。Cさんのようなケースで、遺言による死亡保険金の受取人の指定変更が、有効か否かの判断には2つの基準があります。

① その変更が不倫関係の維持・継続の対価となっていないか。

・ 愛人が知らない間に そっと遺言を書いたのならOK

・ 愛人から「愛しているなら、遺言で受取人を私にしてね。」とお願いされた場合はNG

② 相続人の生活基盤が脅かされていないか。

・ その保険金以外に、不動産や現預金、他の保険金等で遺族の生活が担保されていればOK

・ その契約が高額の保険料であった為、遺産が少なく遺族が困窮する様な場合はNG

上記の2つの基準をクリアしても、もめる可能性は非常に高く時間もかかります。また、保険会社が裁判を起こす可能性もあり、判決が出るまで支払を拒否するかもしれません。遺言書に頼ることなく、元気な内にトラブルを回避するよう対処しておくのが、愛でしょう。